

夏の個人旅行支援制度

夏期（5～9月）に「宮崎ーソウル線」を利用する場合、
1人あたり5,000円を支援します！

夏限定!!

対象期間

令和6年5月1日宮崎空港出発便～令和6年9月30日宮崎空港到着便
※予算の上限に達した時点で終了します。

支援の内容

夏期（5～9月）に「宮崎ーソウル線」を利用する場合、渡航に要する経費の一部を補助します。

補助金額：1人あたり5,000円

- 条件等
- ① 往復・片道問わず、宮崎空港発着の「宮崎ーソウル線」を利用し旅行すること。乗り継ぎ利用も含む。
 - ② 申請者の居住地が日本国内であること。
 - ③ 「県民パスポート取得支援」との併用可。
 - ④ 「グループ交流支援」、「グローバル人材育成（修学旅行等）」との併用は不可。

留意点

- ① 4人以上で韓国に渡航される場合は、「グループ交流支援」をご利用ください。
「グループ交流支援」でも、夏（5～9月）の応援加算（1人あたり5,000円）が適用されます。
- ② 「夏の個人旅行支援」は令和6年5月1日出発～9月30日到着の「宮崎ーソウル線」を利用された方が対象です。令和6年10月以降の航空便は対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 一度の旅行において、往路と復路の搭乗券をそれぞれ用い、二度支援を受けることはできません。
(例) 5月1日～5月3日の日程で「宮崎ーソウル線」を利用した旅行を行い、5月1日宮崎空港出発便の搭乗券（片道）で一度目の支援（5,000円）、5月3日宮崎空港到着便の搭乗券（片道）で二度目の支援（さらに5,000円）、合計10,000円の支援を受ける。

お申込み方法

帰国後14日以内に、必要書類を「県民渡航拡大事業事務局」へ提出してください（メールまたは郵送）。

【必要書類】※満18歳未満の方は、親権者等の法定代理人による代理申請も可。

- ・ 夏の個人旅行支援補助申請書
- ・ 住所の確認ができるもの（免許証、健康保険証の写し等）※満18歳未満の方は親権者等の書類でも可
- ・ 空港の航空会社窓口で発行された搭乗券またはその写し（往復利用の場合は計2枚必要）

☎申請様式などは、
「みやざき空旅 | 宮崎空港振興協議会ホームページ」にてご確認ください。
ホームページURL <http://www.miyazaki-apc.jp>

みやざき空旅

検索



お問合せ先

月曜～金曜

9:30～16:30

県民渡航拡大事業事務局（（一社）宮崎県旅行業協会内）

〒880-0035 宮崎市下北方町常盤元1032-3 プロムナーテ神宮206号

TEL:0985-29-8588 Eメール:kmi-anta@theia.ocn.ne.jp